1. 手詰言語条例について

世田谷・生活者ネットワークでは「世田谷区手話言語条例（仮称）」ぜひ、制定したいとと考えており、一昨年、明石市の状況を視察してまいりました。

今回の「2019せたがや政策」の中にも

1.多様性を認めあうジェンダー平等社会を実現する

・障害者権利条例や手話の普及と利用促進のため手話コミュニケーション条例をつくる。と明記しています。

2.聴覚障害者への災害時支援について

各避難所への筆談ボードの配置、様々な情報の文字にしての掲示など、電気のいらないローテクな情報ツールを活用する。災害時、耳からの情報が入らないことによるギャップが、命の危険に繋がる場合があることをもっと広く周知する、など、地道な施策が重要だと考えます。

世田谷・生活者ネットワーク

区議会議員　高岡じゅん子

区議会議員　田中　みち子